

## 参考資料

- (1) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱
- (2) 県政モニターアンケート(平成 26、28 年度)
- (3) 福岡県内の病院におけるジェネリック医薬品の採用状況等調査(平成 26 年度)
- (4) 福岡県内の薬局におけるジェネリック医薬品の採用状況等調査(平成 26 年度)

## (1) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 福岡県内におけるジェネリック医薬品（以下「GE」という。）の使用を促進することにより、医療の質を確保しながら患者負担の軽減及び医療費の抑制を図るため、有識者及び関係団体等による福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及に関すること
- (2) GEの品質に関すること
- (3) GEの情報に関すること
- (4) GEの供給に関すること
- (5) GEに係る医療機関、薬局での取組みに関すること
- (6) GEに係る医療機関、薬局での連携に関すること
- (7) GEの啓発に関すること
- (8) その他、GEの使用促進、医療資源の活用に関すること

### (組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 定数は20名とする。
- 3 協議会に会長、副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、福岡県保健医療介護部薬務課に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

(別表)

福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会名簿

所属・団体等
学識経験者
公益社団法人福岡県医師会
公益社団法人福岡県薬剤師会
福岡県医薬品卸業協会
福岡県ジェネリック医薬品販社協会
消費者
各地区病院
各地区薬剤師会
保険者
日本ジェネリック製薬協会

(参考) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱 (案) 新旧対照表

改正案	現行																					
<p>福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。 2 定数は<u>20名</u>とする。 3、4 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>第6条 委員の任期は<u>平成33年3月31日まで</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年8月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年6月14日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、平成29年3月28日から施行する。</u></p> <p>(別表) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会名簿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県医師会</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県薬剤師会</td></tr> <tr><td>福岡県医薬品卸業協会</td></tr> <tr><td>福岡県ジェネリック医薬品販社協会</td></tr> <tr><td>消費者</td></tr> <tr><td>各地区病院</td></tr> <tr><td>各地区薬剤師会</td></tr> <tr><td>保険者</td></tr> <tr><td><u>日本ジェネリック製薬協会</u></td></tr> </tbody> </table>	所属・団体等	学識経験者	公益社団法人福岡県医師会	公益社団法人福岡県薬剤師会	福岡県医薬品卸業協会	福岡県ジェネリック医薬品販社協会	消費者	各地区病院	各地区薬剤師会	保険者	<u>日本ジェネリック製薬協会</u>	<p>福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。 2 定数は<u>19名</u>とする。 3、4 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>第6条 委員の任期は<u>3年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年8月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年6月14日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。</p> <p>(別表) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会名簿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県医師会</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県薬剤師会</td></tr> <tr><td>福岡県医薬品卸業協会</td></tr> <tr><td>福岡県ジェネリック医薬品販社協会</td></tr> <tr><td>消費者</td></tr> <tr><td>各地区病院</td></tr> <tr><td>各地区薬剤師会</td></tr> <tr><td>保険者</td></tr> </tbody> </table>	所属・団体等	学識経験者	公益社団法人福岡県医師会	公益社団法人福岡県薬剤師会	福岡県医薬品卸業協会	福岡県ジェネリック医薬品販社協会	消費者	各地区病院	各地区薬剤師会	保険者
所属・団体等																						
学識経験者																						
公益社団法人福岡県医師会																						
公益社団法人福岡県薬剤師会																						
福岡県医薬品卸業協会																						
福岡県ジェネリック医薬品販社協会																						
消費者																						
各地区病院																						
各地区薬剤師会																						
保険者																						
<u>日本ジェネリック製薬協会</u>																						
所属・団体等																						
学識経験者																						
公益社団法人福岡県医師会																						
公益社団法人福岡県薬剤師会																						
福岡県医薬品卸業協会																						
福岡県ジェネリック医薬品販社協会																						
消費者																						
各地区病院																						
各地区薬剤師会																						
保険者																						

(下線の部分は改正部分)

(2) 県政モニターアンケート(平成 26 年度、28 年度)

○ 調査方法

対 象：福岡県 県政モニター 300 名

調査方法：郵送または電子メール

調査期間：平成 26 年 9 月 1 日～ 9 月 23 日

平成 28 年 11 月 1 日～11 月 23 日

回 答 率：平成 26 年度 93.3%(281 名が回答)

平成 28 年度 88.3%(265 名が回答)

※ 平成 19、22、24、26、28 年実施の調査で同じ設問については結果を参考までに並記した。但し、県政モニターの構成員が異なるので単純な比較はできない。

○ モニターの内訳

【平成 26 年度】

項目		人数	構成比	北九州	福岡	筑豊	筑後
総数	人数	281		65	143	35	38
	構成比		100%	23.1%	50.9%	12.5%	13.5%
性別	女性	164	58.4%	41	74	23	26
	男性	117	41.6%	24	69	12	12
年代別	20代以下	27	9.6%	5	18	1	3
	30代	62	22.1%	21	25	7	9
	40代	65	23.1%	12	38	7	8
	50代	45	16.0%	8	21	8	8
	60代	57	20.3%	12	29	10	6
	70代以上	25	8.9%	7	12	2	4

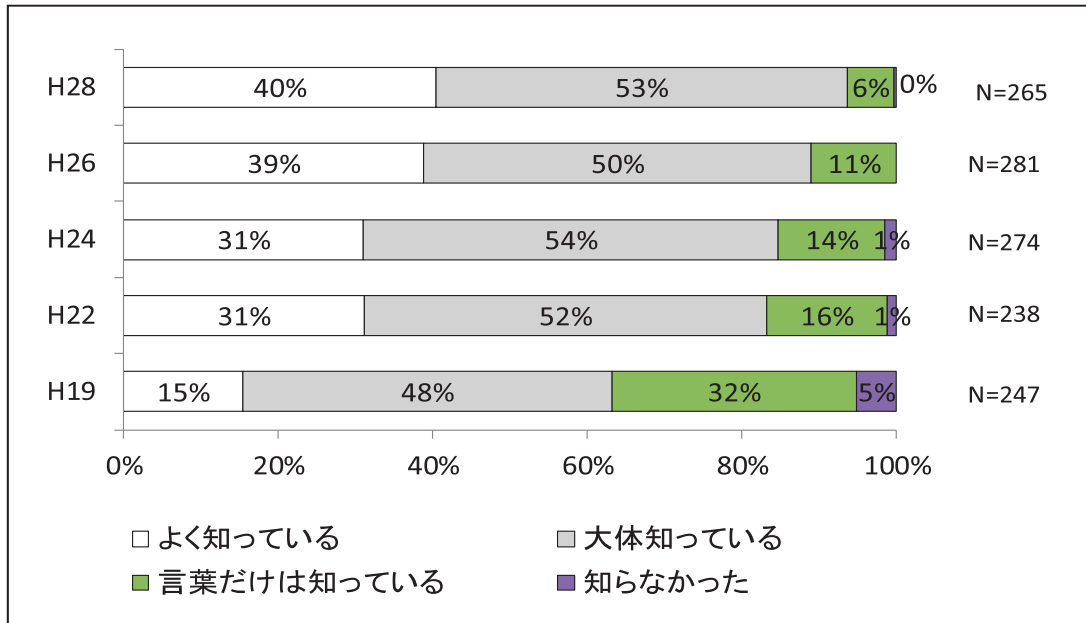
【平成 28 年度】

項目		人数	構成比	北九州	福岡	筑豊	筑後
総数	人数	265		71	119	29	46
	構成比		100.0%	26.8%	44.9%	10.9%	17.4%
性別	女性	150	56.6%	39	66	18	27
	男性	115	43.4%	32	53	11	19
年代別	20代以下	36	13.6%	8	18	3	7
	30代	43	16.2%	7	21	5	10
	40代	51	19.2%	12	26	4	9
	50代	55	20.8%	17	23	5	10
	60代	60	22.6%	20	24	9	7
	70代以上	20	7.5%	7	7	3	3

○ 結果

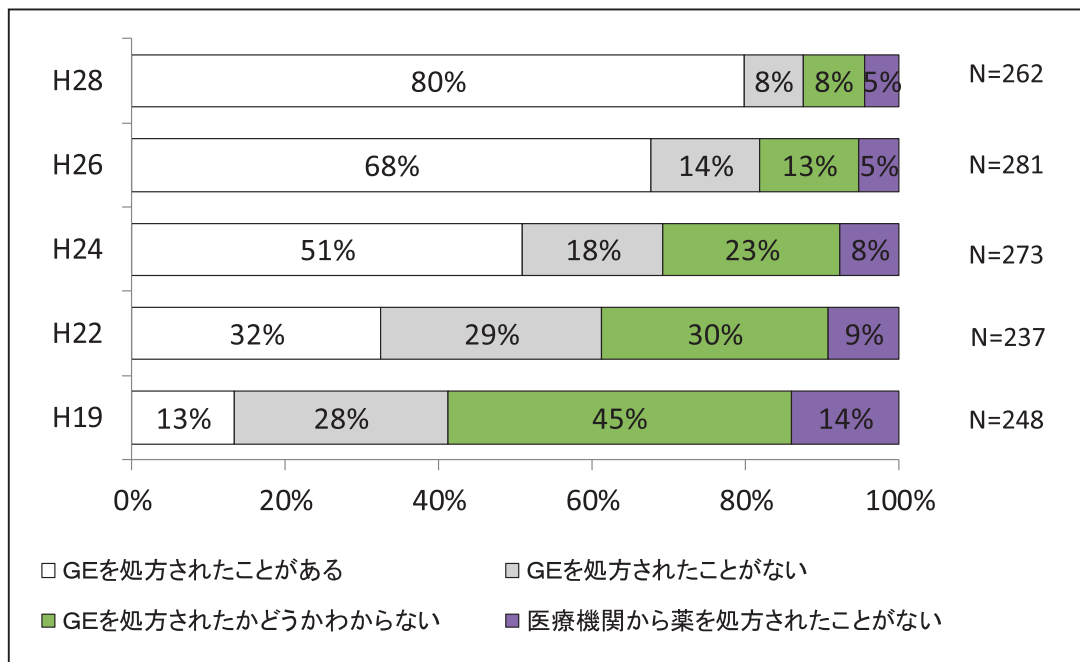
問1 ジェネリック医薬品の認知度

「ジェネリック医薬品を知っていますか？」との問いに対して、「よく知っている」又は「大体知っている」と回答した人は、平成26年度89%、28年度93%とやや増加している。「言葉だけは知っている」まで含めると、26、28年度ともに100%に達した。



問2 ジェネリック医薬品を処方された経験の有無

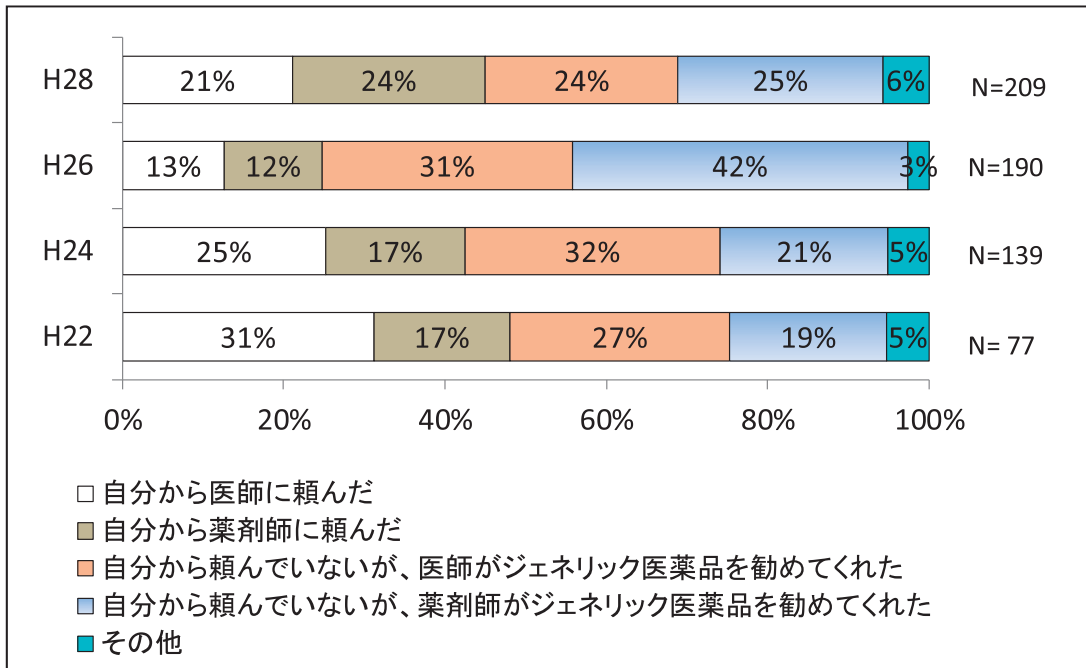
「ジェネリック医薬品を処方されたことがありますか？」と聞いたところ、「処方されたことがある」と回答した人は、平成24年度51%、26年度68%、28年度80%と年々増加している。平成19年度は13%であり、10年間で大幅に伸びている。



### 問3 ジェネリック医薬品の処方を誰に依頼したか

「ジェネリック医薬品の処方を誰に依頼しましたか？」という問いに対し、「自分から頼んでいないが、薬剤師がジェネリック医薬品を勧めてくれた」が平成24年度は21%であり、26年度は42%と大幅に増加している。

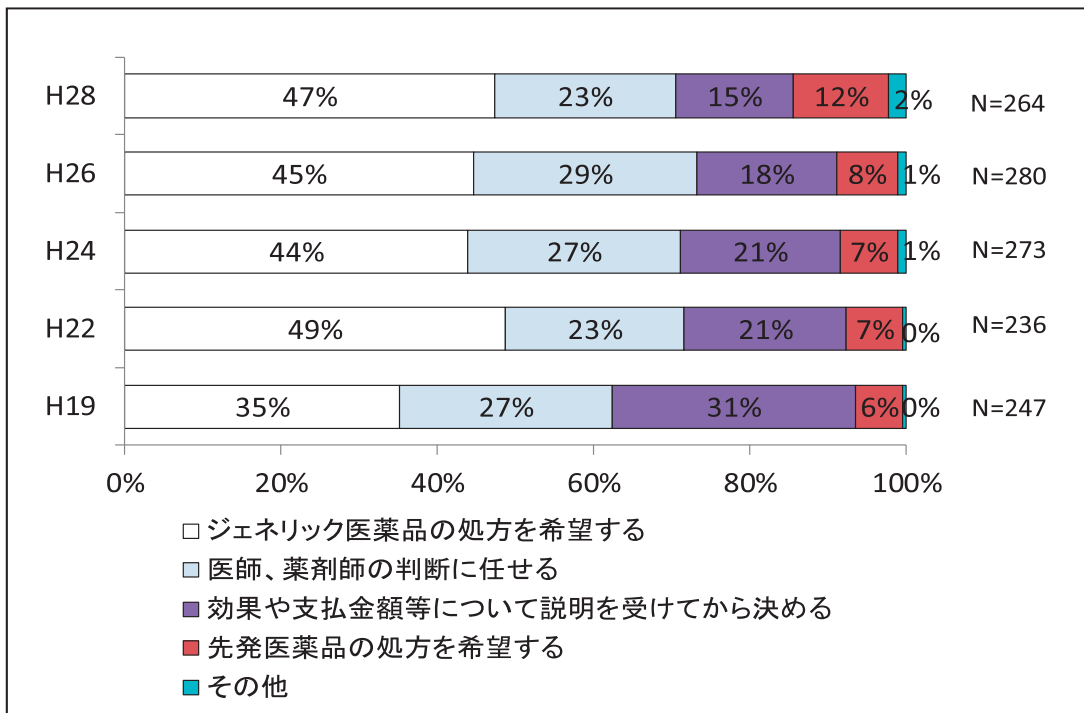
平成28年度は、自分から薬剤師に頼んだ人が24%、医師に勧められた人が24%、薬剤師に勧められた人が25%と、ほぼ同等の割合になっている。



### 問4 先発医薬品とジェネリック医薬品のどちらを希望するか

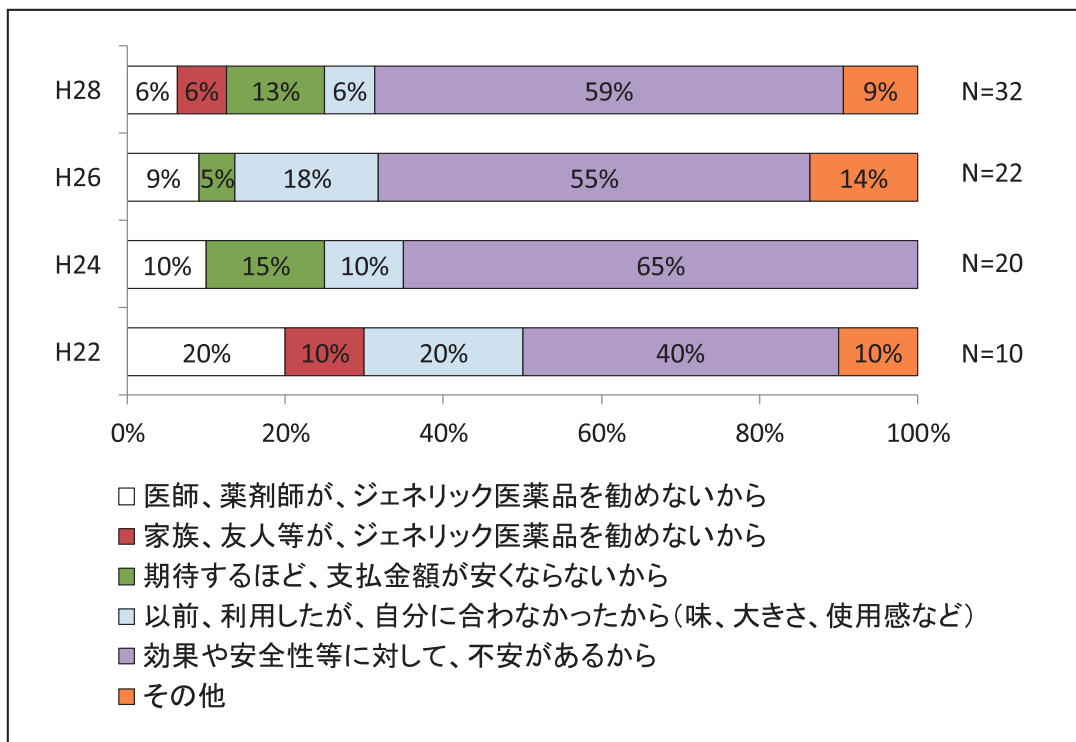
「先発医薬品とジェネリック医薬品のどちらを希望しますか？」との問いに対し、「ジェネリック医薬品の処方を希望する」と回答した人は、平成26年度45%、28年度47%で、平成22年度から40%台で推移している。一方、「先発医薬品の処方を希望する」という回答が年々微増している。



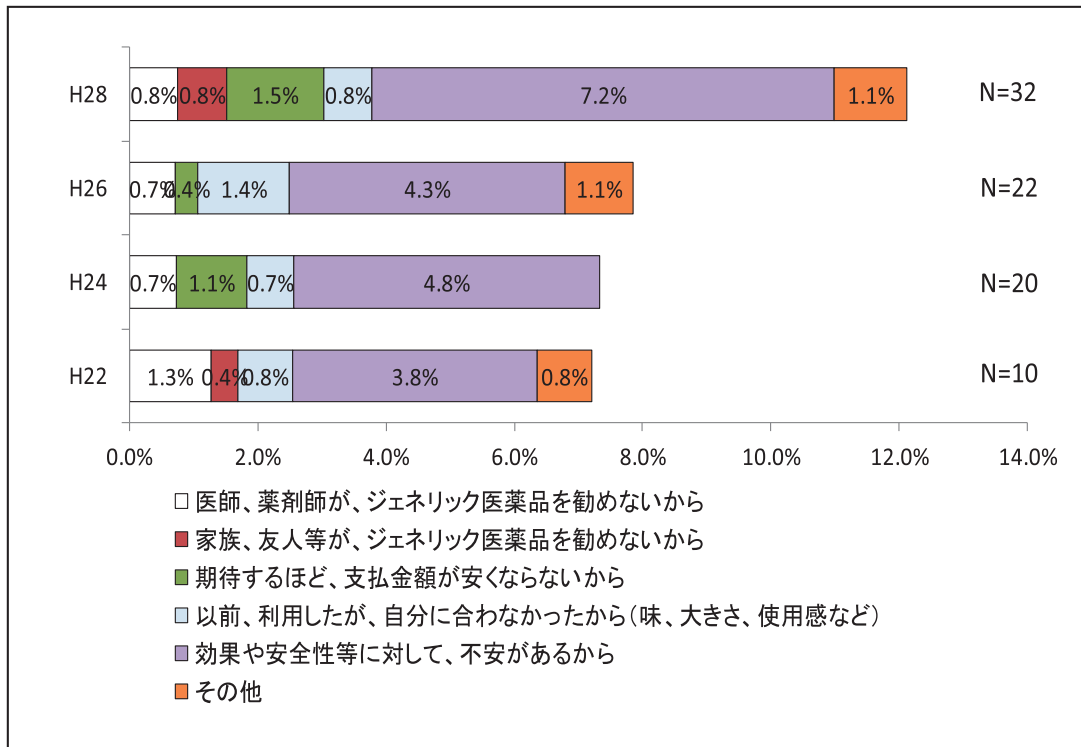


問5 問4で「先発医薬品を希望する」と答えた理由

「先発医薬品を希望する」と答えた方に理由を聞いたところ、「効果や安全性等に対して、不安があるから」という回答が平成24年度65%、26年度55%、28年度59%で、平成22年度から毎回最多となっている。



「先発医薬品を希望する」と答えた方の理由 ※問4全回答者に対する割合で表示



(3) 福岡県内の病院におけるジェネリック医薬品の採用状況等調査(平成 26 年度)

○ 調査方法

対 象：(社)福岡県病院協会会員 平成 26 年度：252 病院

調査方法：アンケート郵送

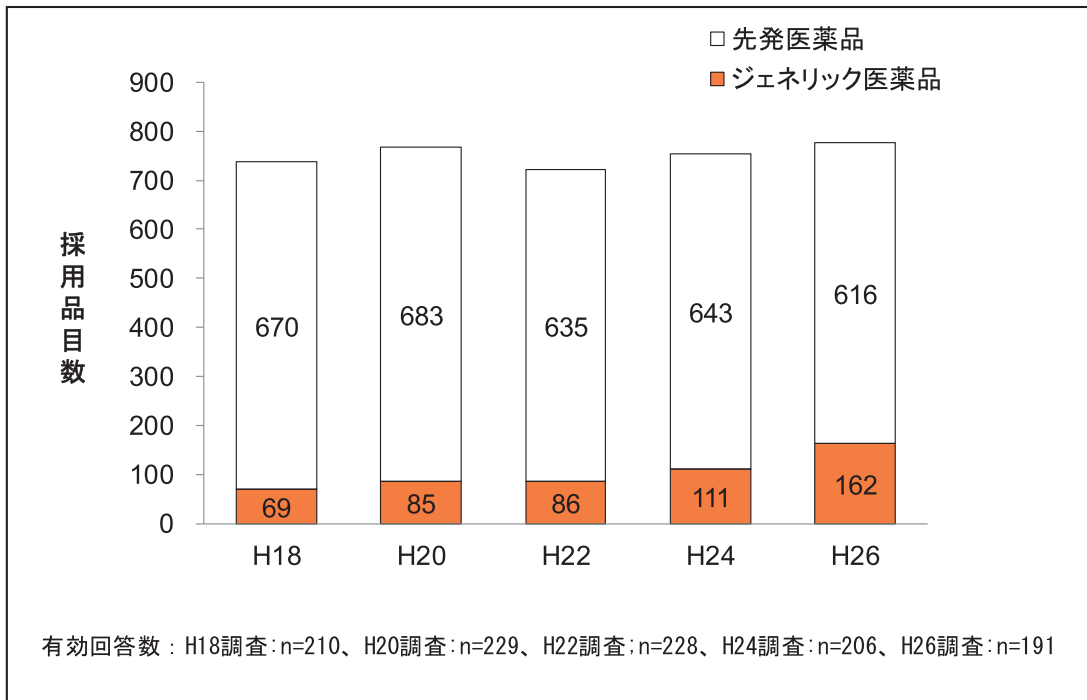
調査期間：平成 26 年 9 月 17 日～10 月 15 日

回 答 率：77.3%(194 施設が回答)

○ 結果

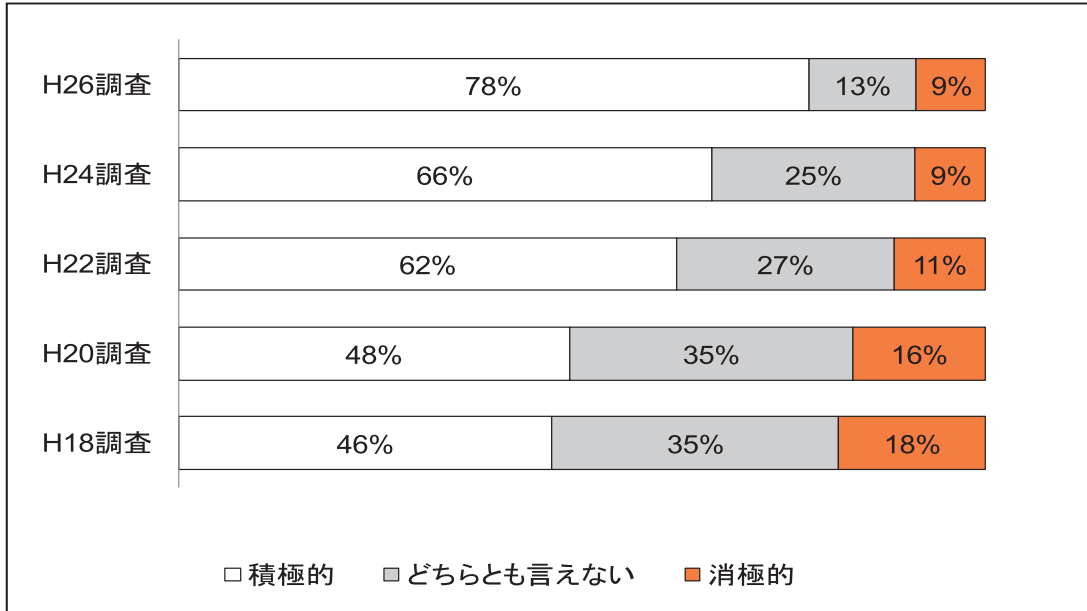
問 1 採用医薬品の品目数

採用医薬品の総品目数については、平成 24 年度の 754 品目に対して平成 26 年度は 778 品目であり、やや増加していた。一方、総品目における G E の割合は、平成 24 年度 14.7%(111 品目)から平成 26 年度は 20.8%(162 品目)になっており、平成 18 年度の 9.3%(69 品目)から徐々に増えている。



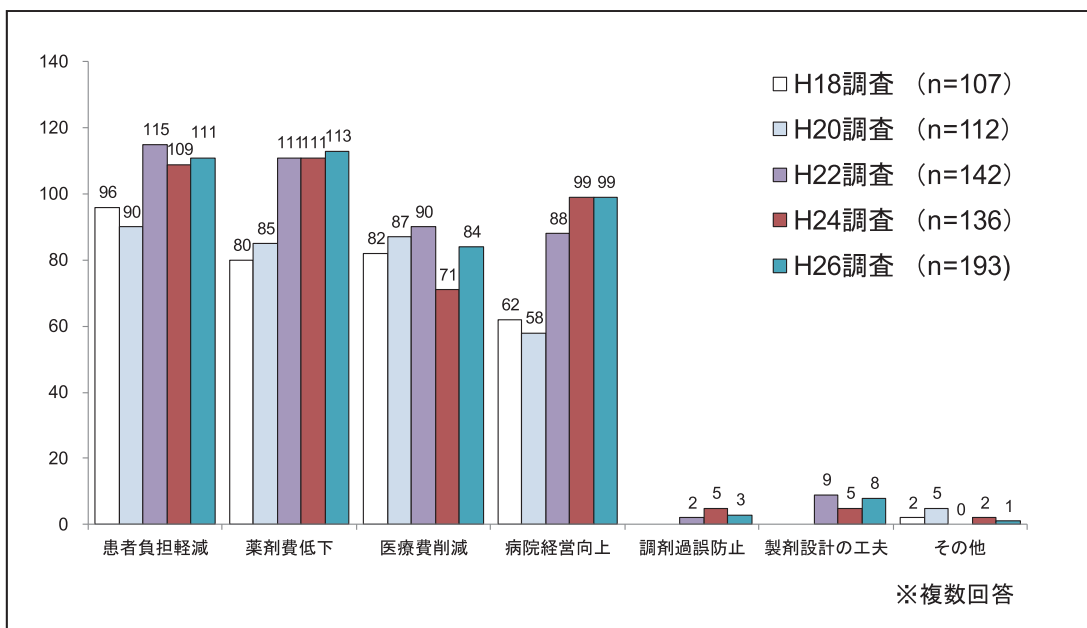
## 問2 ジェネリック医薬品の採用について

G Eの採用について、積極的に取り組んでいると回答した割合は、平成24年度の66%に対して、26年度は78%に増加した。平成18年の調査開始から、G Eを積極的に採用している病院の割合は着実に伸びている。



## 問3 ジェネリック医薬品を積極的に採用する理由

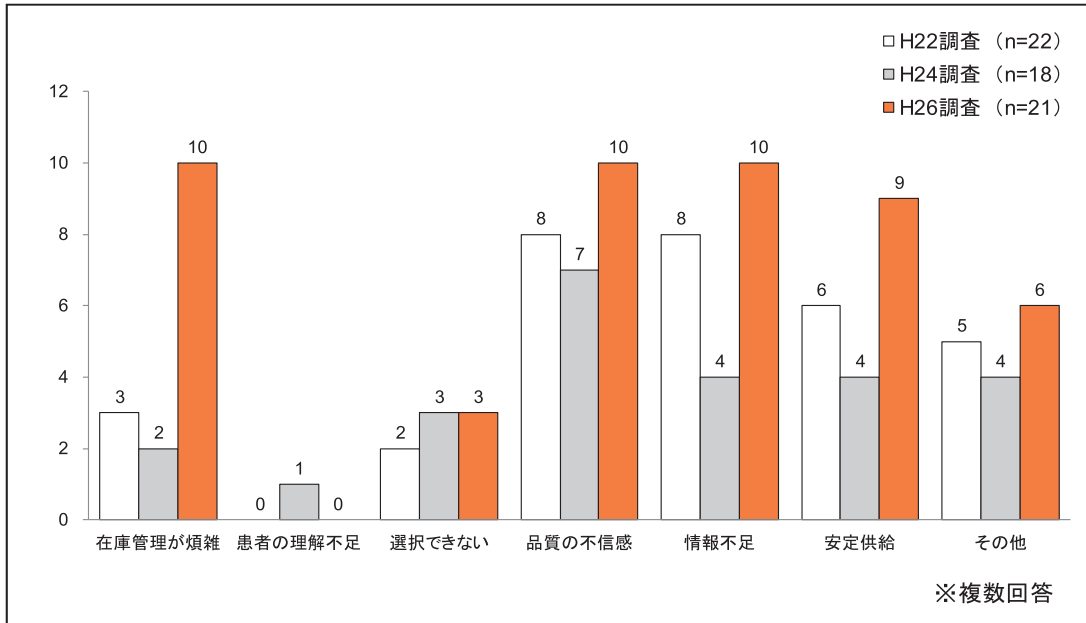
ジェネリック医薬品を積極的に採用する理由(複数回答)は、これまでと同様に、「患者負担軽減」「薬剤費低下」「医療費抑制」「病院経営向上」といった薬価の安さが多く、「調剤過誤防止」「製剤設計工夫」のようにG Eの製剤的なメリットは少ない結果となっている。



#### 問4 ジェネリック医薬品の採用に積極的でない理由

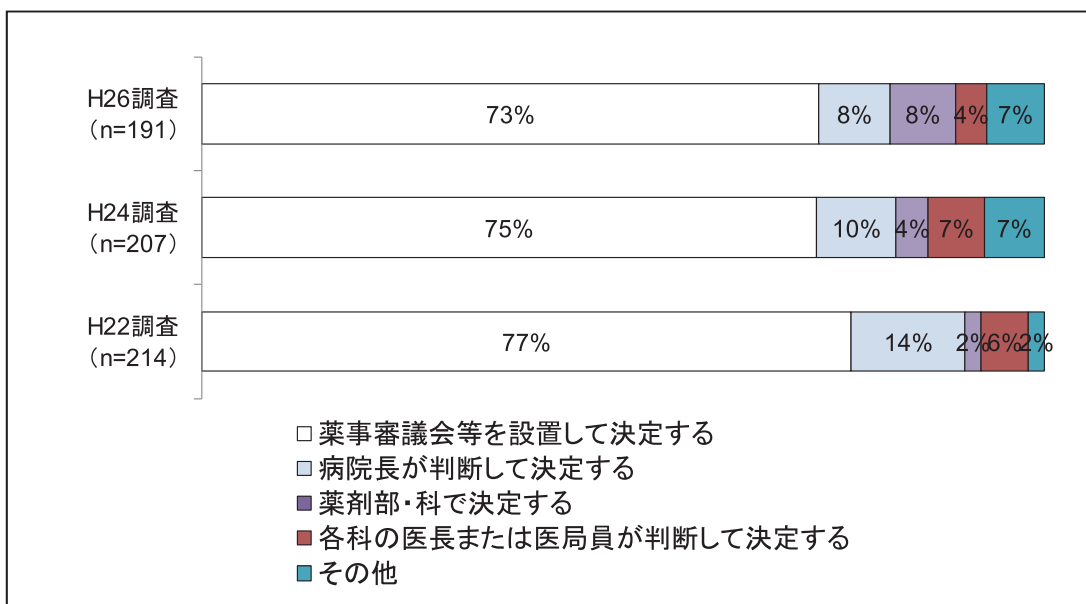
ジェネリック医薬品の採用に積極的でない理由(複数回答)は、「在庫負担が煩雑」「品質の不信感」「情報不足」「安定供給」が主な回答であった。

「在庫管理が煩雑」が平成26年度に大幅に増えているが、DPC採用病院数が増加し、評価項目として後発医薬品使用割合も考慮されるようになり、GEの採用品目数が増加していることも原因の一つと考えられる。



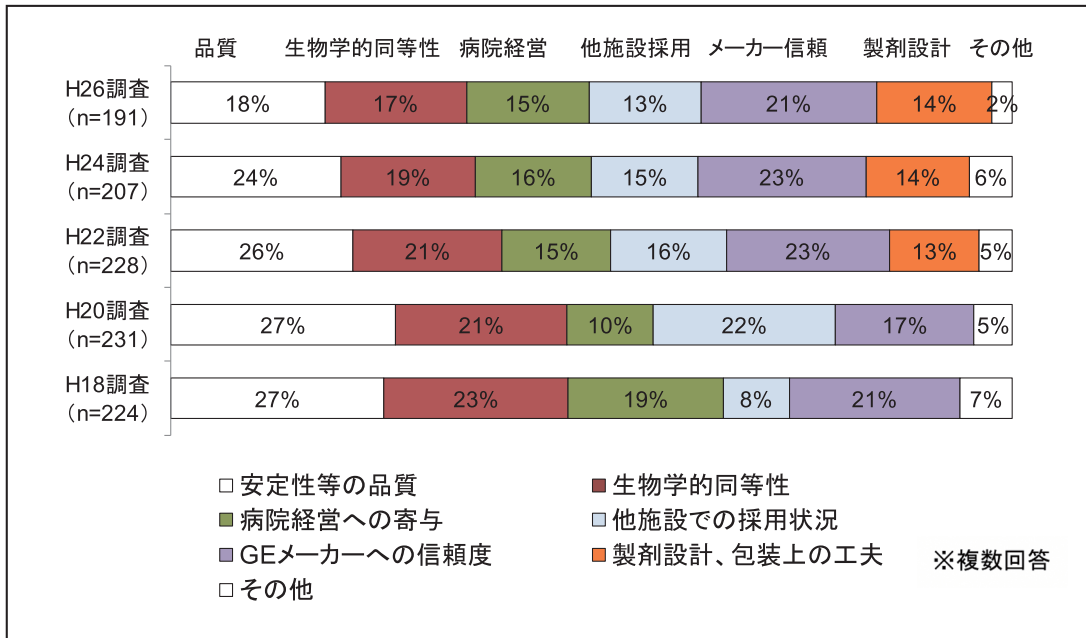
#### 問5 医薬品の採用の決定方法

医薬品の採用の決定方法については、病院に「薬事審議会等を設置して決定する」が73%と最も多く、「病院長が判断して決定する」「薬剤部・科で決定する」がそれぞれ8%と、従前と同様の傾向が見られた。



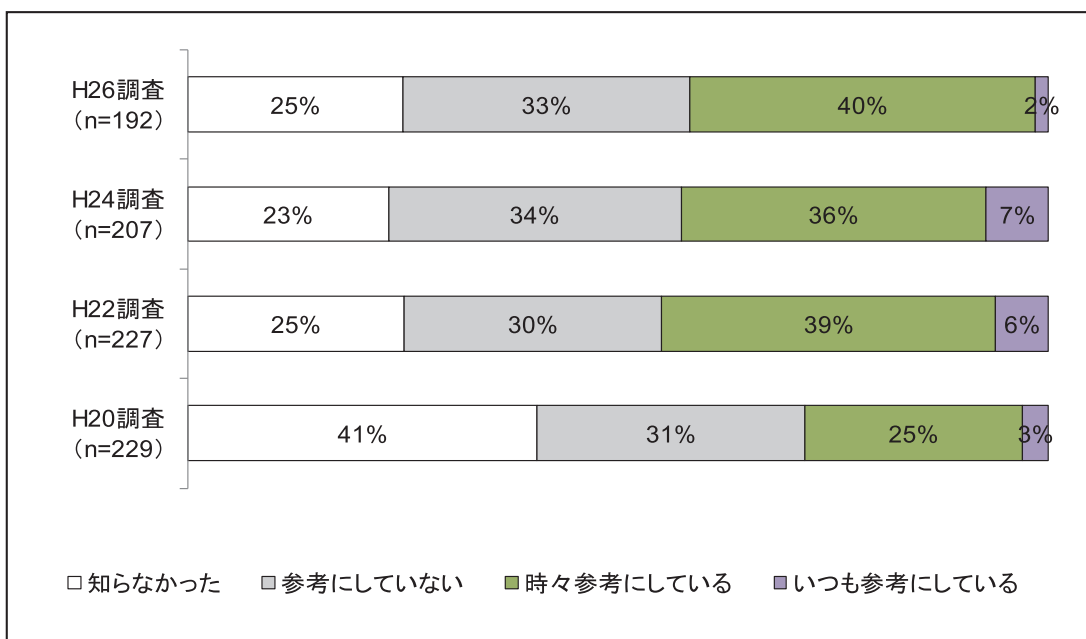
### 問6 ジェネリック医薬品の採用時に重視する基準

G Eの採用時に重視する基準についての設問では、「メーカー信頼」が最も多く、「品質」「生物学的同等性」と続いている。平成24年度までは「品質」がトップであったが、20年度以降減少し、26年度に初めて「メーカー信頼」がトップとなった。



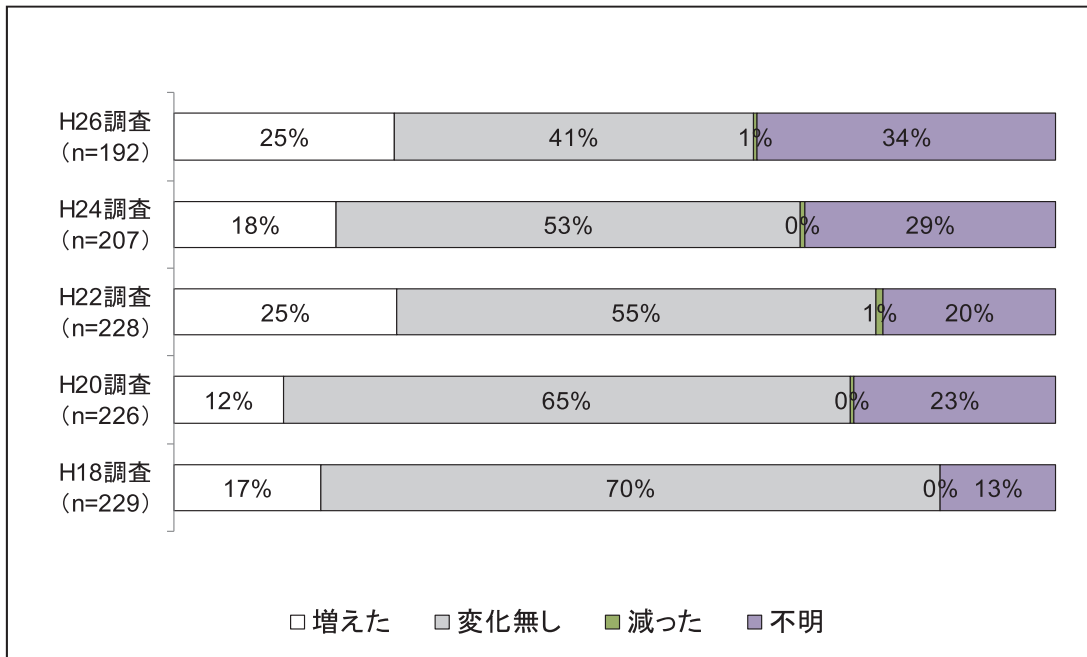
### 問7 福岡県ジェネリック医薬品採用マニュアル等について

福岡県ジェネリック医薬品採用マニュアル等については、「いつも参考にしている」と「時々参考にしている」との合計は平成24年度が43%、26年度は42%であり、約4割の病院が参考にしていることが示された。



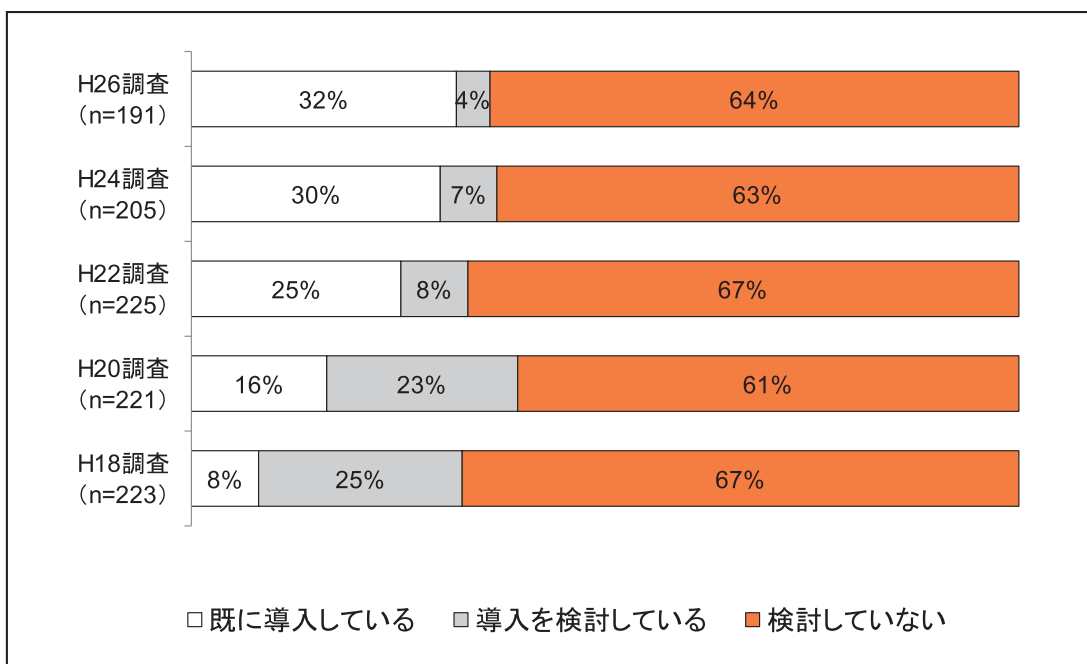
### 問 8 患者(院外処方を除く)からのG E処方の希望

患者からのG E処方の希望を聞いたところ、「増えた」の割合が 25%に増加した。一方、「不明」の割合も増えている。



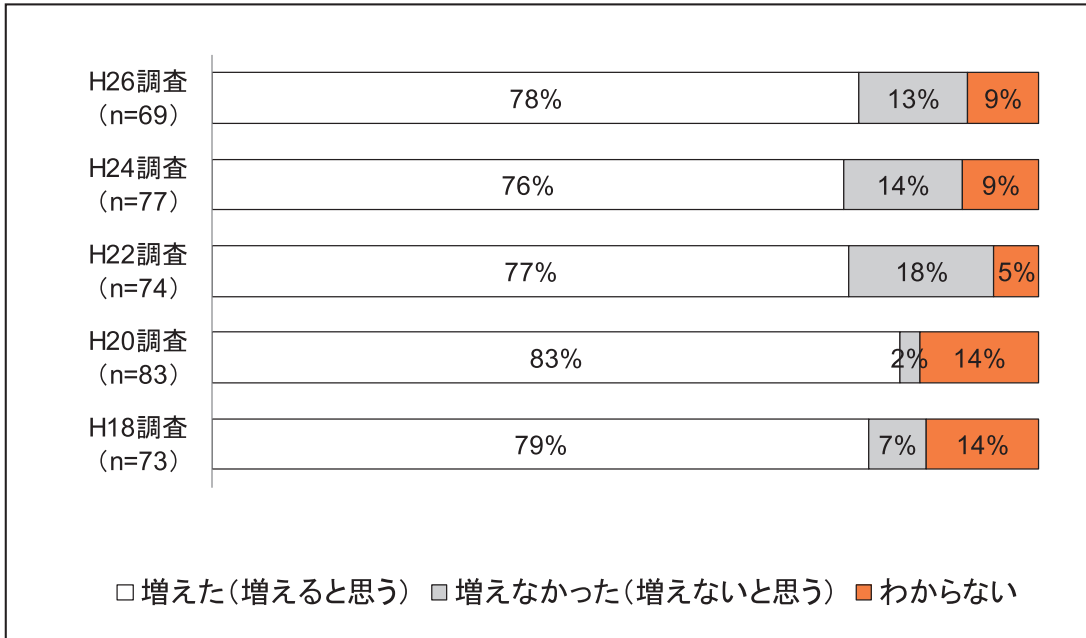
### 問 9 D P Cの導入について

D P Cの導入については、既にD P Cを導入している病院は年々増加しており、平成 26 年度は 32%で、18 年度の 4 倍であった。一方で、「導入を検討している」病院の割合は年々減少し、平成 26 年度は 4%となっている。



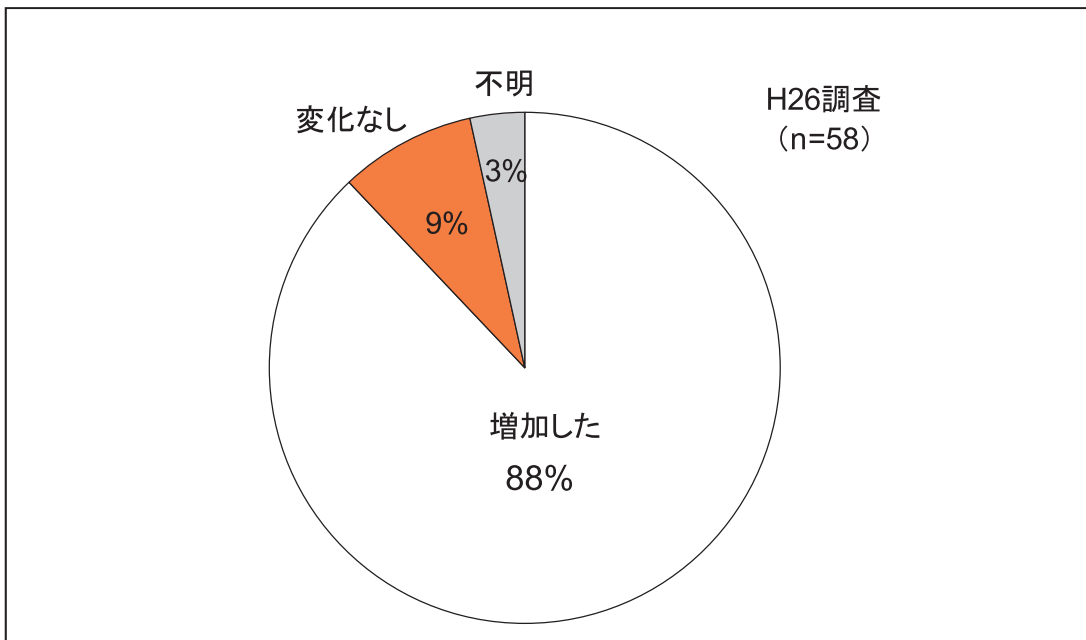
問 10 D P C 入(検討)に伴う G E の使用状況について

D P C の導入(検討)に伴う G E の使用状況については、「増えた(増えると思う)」施設が 78%であり、例年ほぼ同様の割合で推移している。



問 11 平成 26 年 4 月からの D P C 評価指標での「後発医薬品係数」の導入に伴い、G E の採用は増えたか

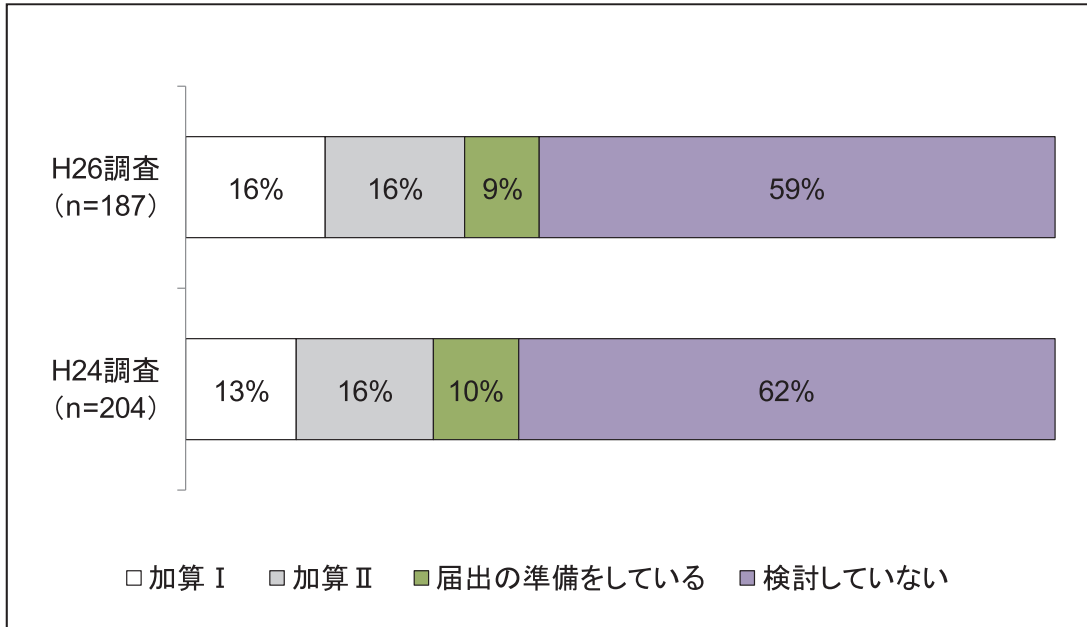
平成 26 年 4 月からの D P C 評価指標での「後発医薬品係数」の導入に伴い、G E の採用が「増加した」施設は 88%にのぼっていた。





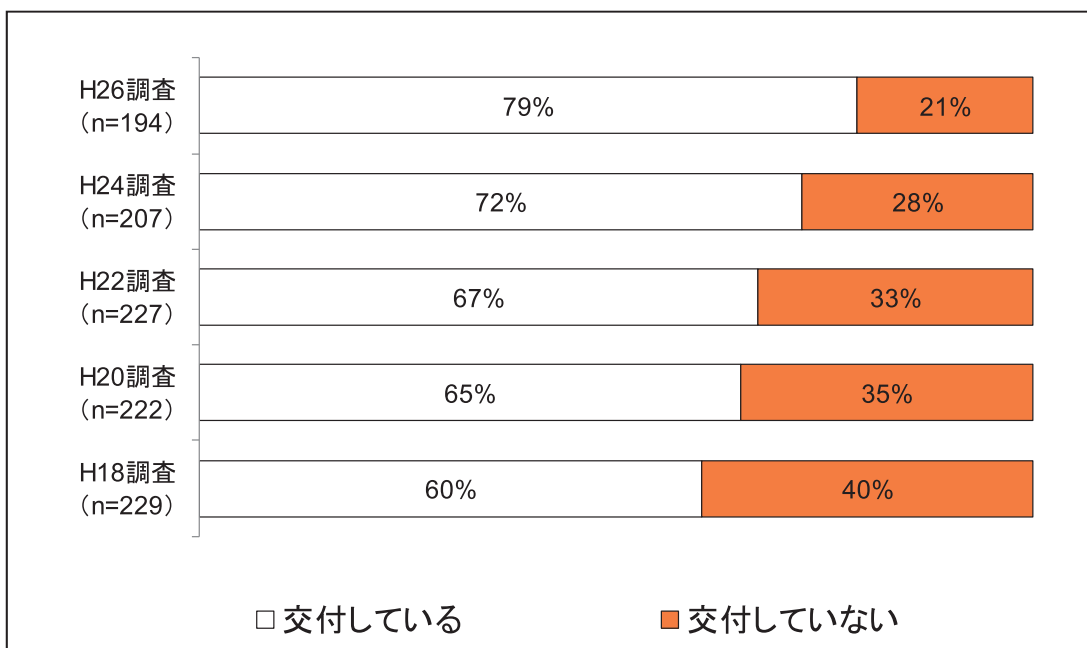
問 12 「後発医薬品使用体制加算」の届出について

「後発医薬品使用体制加算」の届出については、「加算Ⅰ」が16%、「加算Ⅱ」が16%、「届出の準備中」が9%、「検討していない」が59%であり、平成24年度と同様の傾向が見られた。



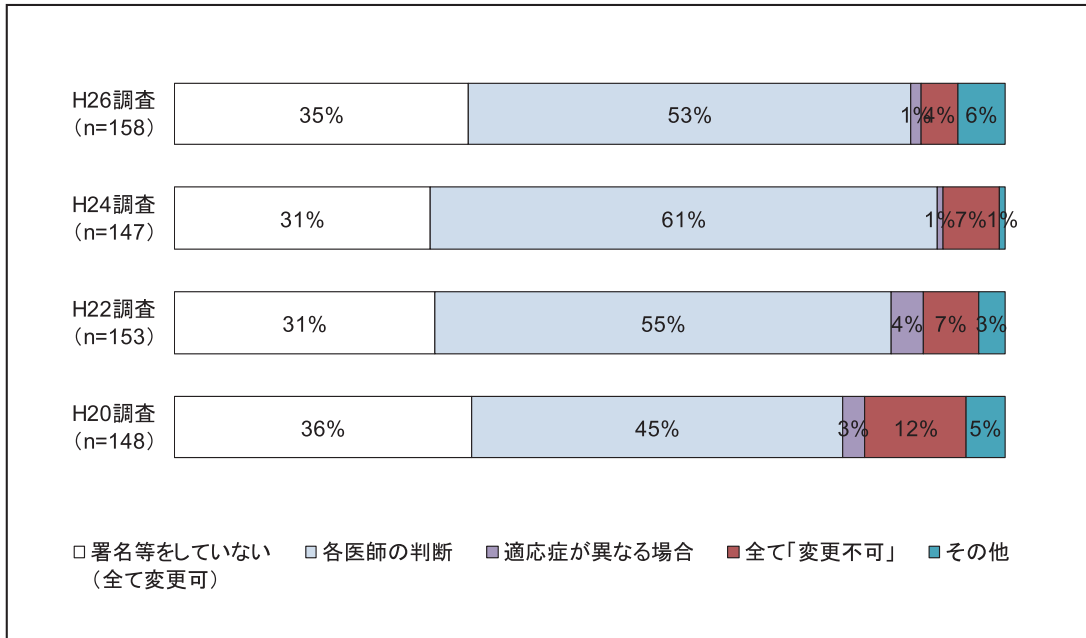
問 13 院外処方せんについて

院外処方箋については、平成18年度調査から「交付している」割合が徐々に増加しており、26年度は79%となった。



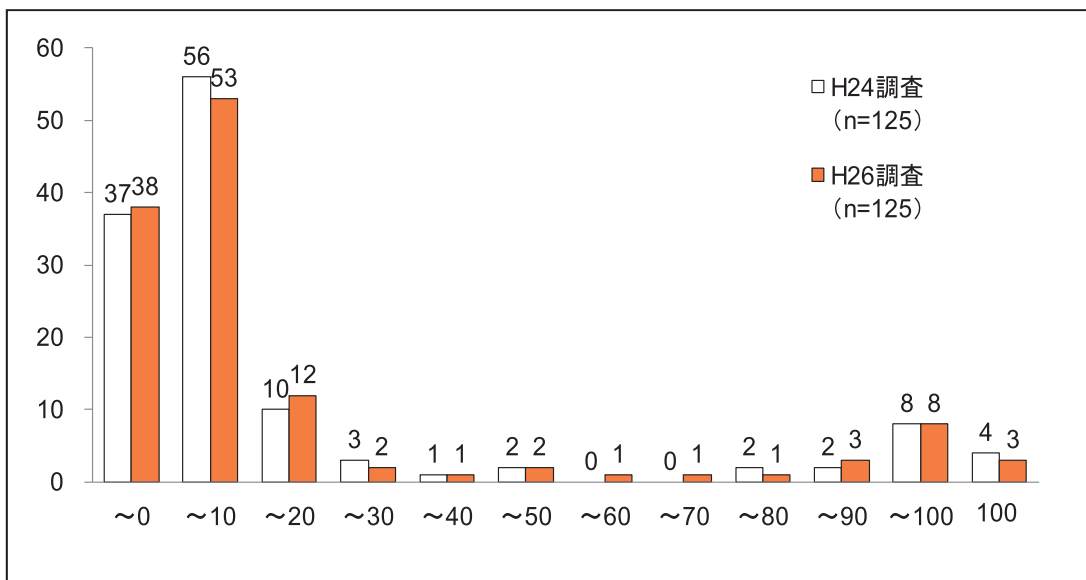
問 14 ジェネリック医薬品への「変更不可」の署名について

ジェネリック医薬品への「変更不可」の署名については、病院としての統一した方針は決めておらず、「各医師の判断」で行っているとの回答が、平成 24 年度 61%から 26 年度 53%に減少し、「全て変更不可」と回答した施設も 4%に減少した。一方で、原則的に「全て変更可」との回答が 35%に増えた。



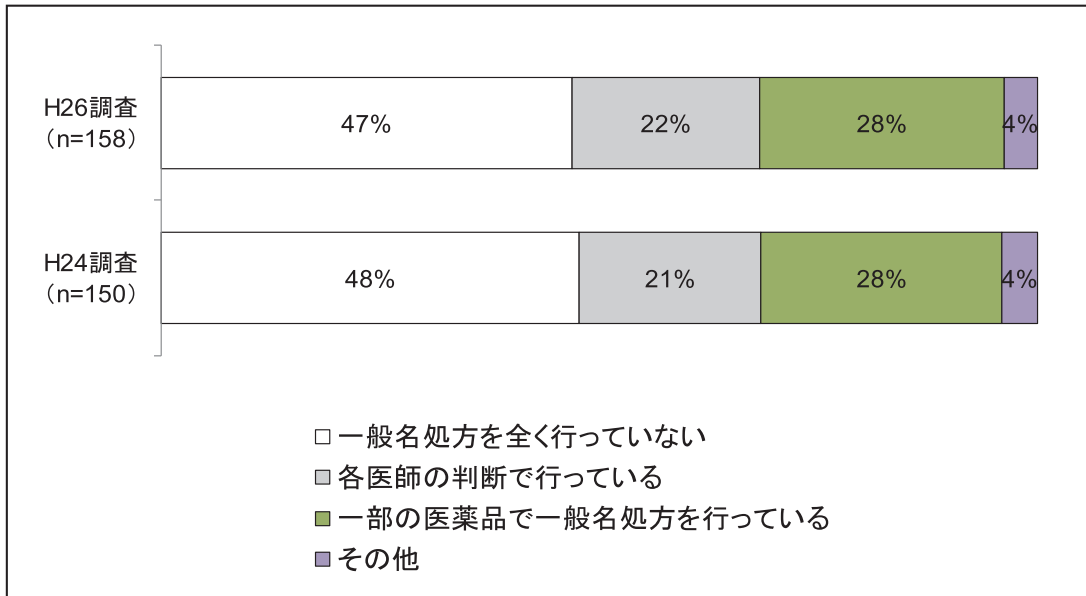
問 15 ジェネリック医薬品への「変更不可」の署名率

ジェネリック医薬品への「変更不可」の署名率については、「0%(署名をしていない)」が 38 施設、「10%未満」が 53 施設、「20%未満」が 12 施設であった。



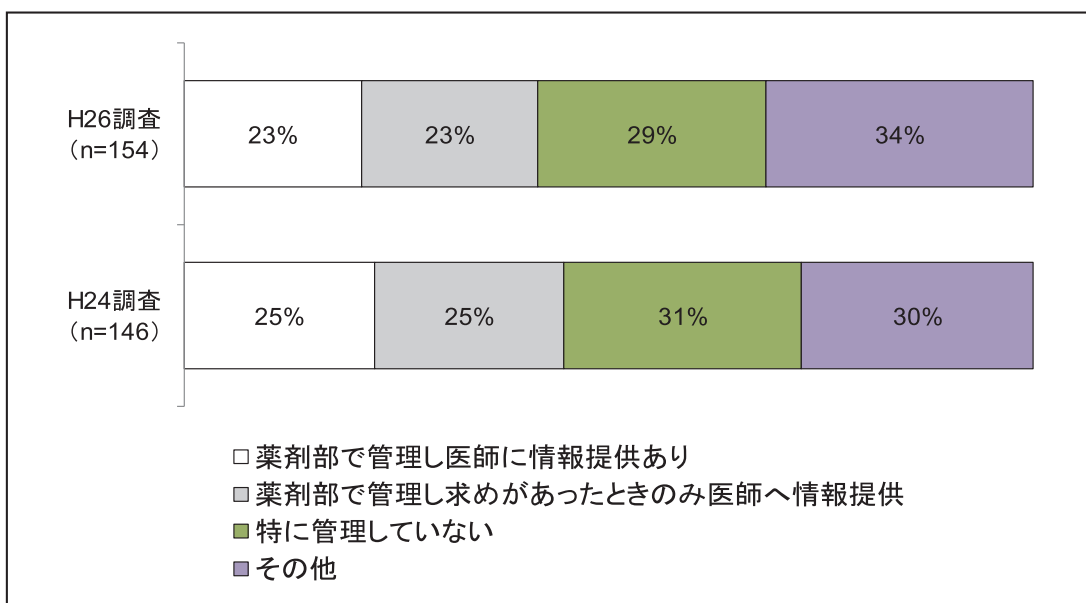
問 16 一般名処方発行について

一般名処方の実施状況について調査した結果、47%の医療機関で一般名処方を全く行っていない。また、一部の医薬品で一般名処方を行っていた施設は 28%、医師の判断で行っていた施設は 22%であり、平成 24 年度の調査結果とほぼ同様の結果となった。



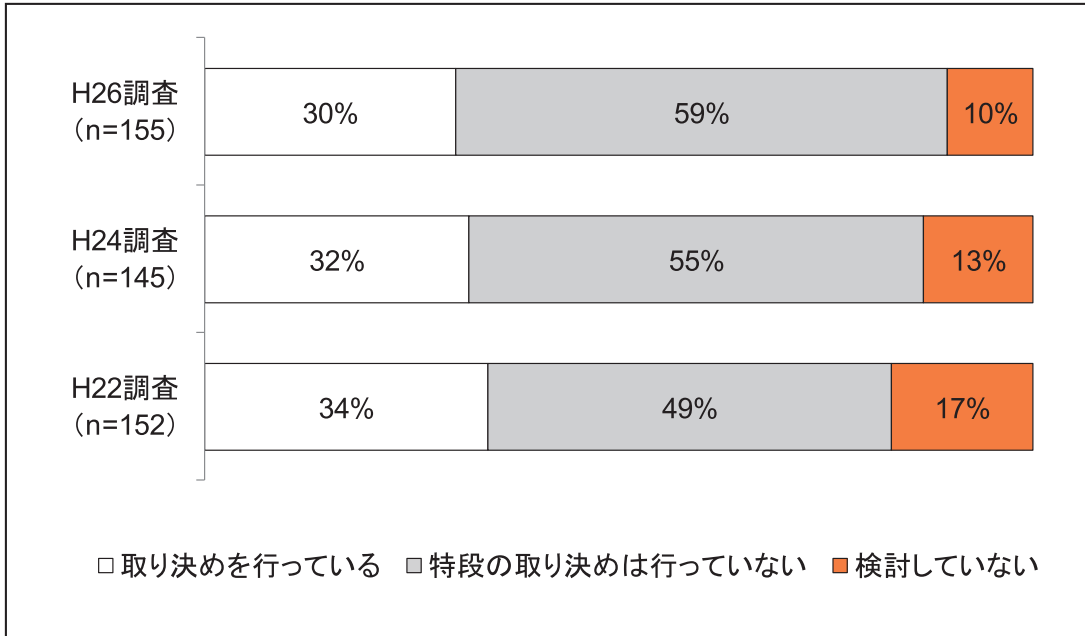
問 17 薬局からのジェネリック医薬品への変更に係る情報提供について

薬局からのジェネリック医薬品への変更に係る情報提供については、「薬剤部で管理し医師に情報提供あり」が 23%、「薬剤部で管理し求めがあったときのみ医師へ情報提供」が 23%、「特に管理していない」が 29%であり、平成 24 年度から大きな変化は見られなかった。



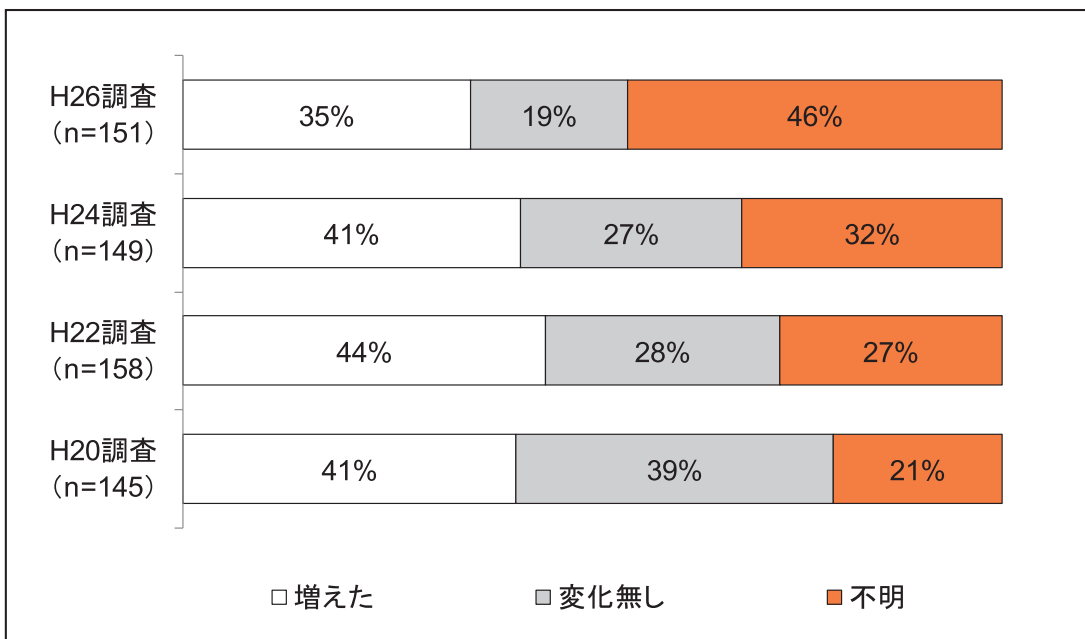
問 18 薬局との調剤したG Eの銘柄や情報提供に関する取り決めについて

薬局との調剤したG Eの銘柄や情報提供に関する取り決めについては、「取り決めを行っている」が 30%、「特段の取り決めは行っていない」が 59%となっており、取り決めを行っていない施設の割合が微増している。



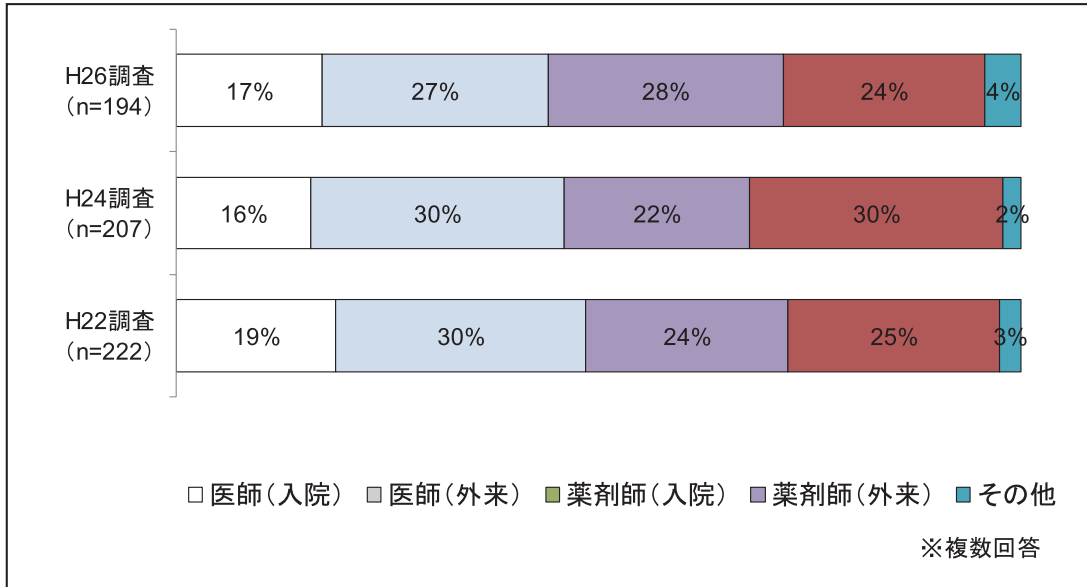
問 19 院外処方でG Eを希望する患者数について

院外処方でG Eを希望する患者数については、「増えた」が 35%、「変化無し」が 19%で、これまでの調査結果に比べ、院外処方でG Eの希望を意思表示する患者は減っている。G Eの普及が進んだことの裏返しであると考えられる。



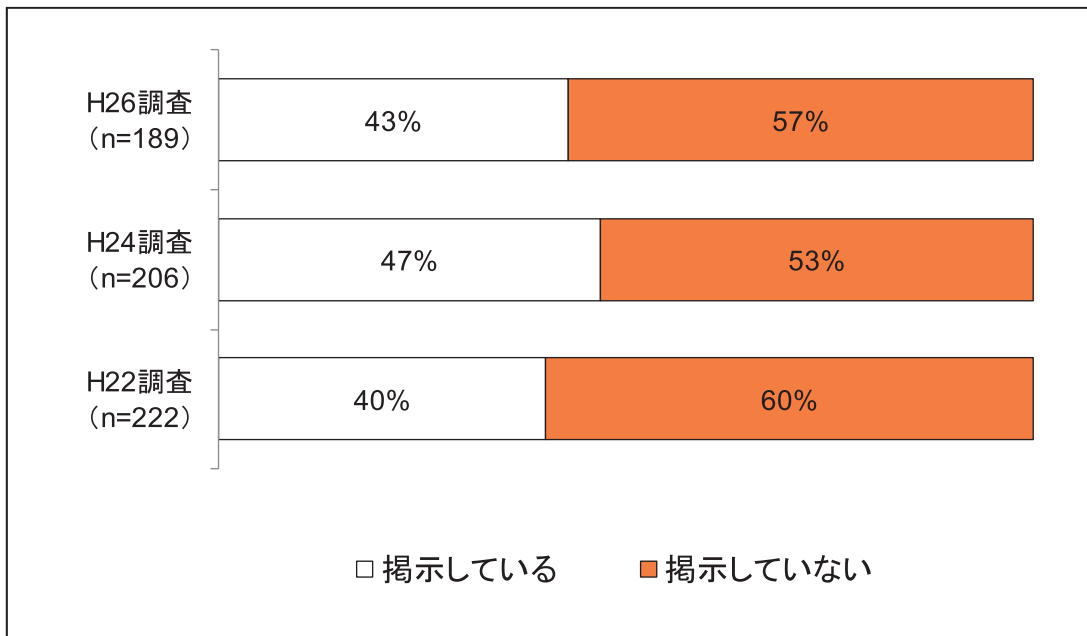
問 20 GEについて患者から説明を求められた時の主な対応者

GEについて患者から説明を求められた時の主な対応者(複数回答)は、多いほうから「薬剤師(入院)」28%、「医師(外来)」27%、「薬剤師(外来)」24%、「医師(入院)」が17%だった。平成22年度、24年度に比べ薬剤師(入院)が増加している。



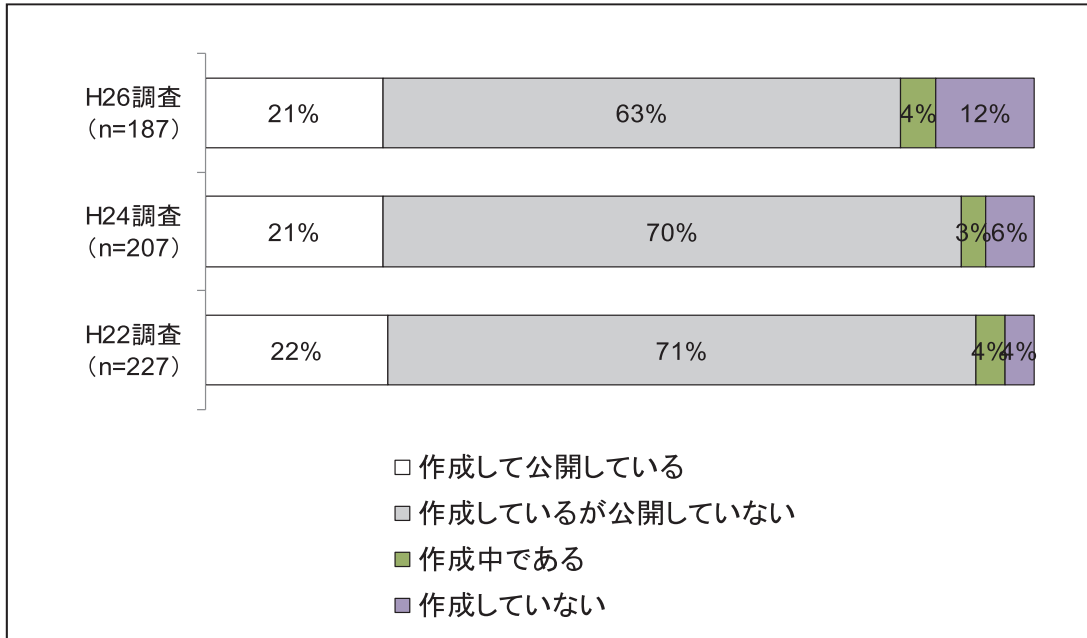
問 21 院内でのGEに関するポスター等の掲示について

院内でのGEに関するポスター等の掲示については、「掲示している」が43%であった。



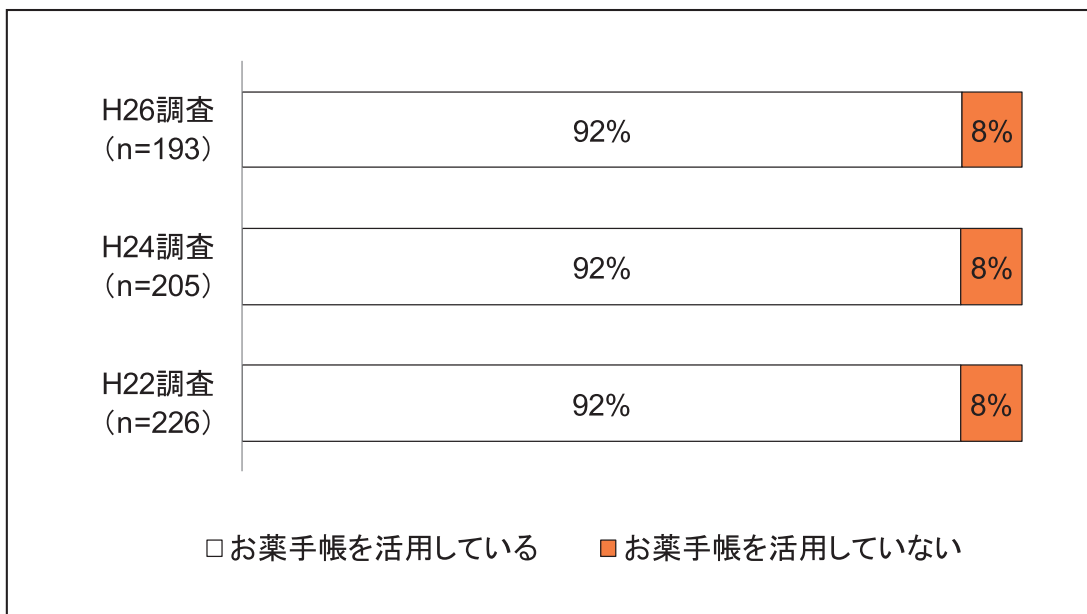
問 22 院内の採用品目集の作成・公開について

院内の採用品目集の作成・公開については、「作成して公開している」割合は平成22年度からほぼ変わらず2割程度で推移しているが、「作成していない」が24年度の6%から、26年度は12%に増えている。



問 23 患者が持参した「お薬手帳」の活用について

患者が持参した「お薬手帳」の活用については、「活用している」が92%で、平成22年度・24年度と全く同じ結果であった。



(4) 福岡県内の薬局におけるジェネリック医薬品の採用状況等調査(平成 26 年度)

○ 調査方法

対 象：(社)福岡県薬剤師会会員調剤薬局 2,415 施設

調査方法：アンケートの配布及び回収を(社)福岡県薬剤師会に依頼

調査期間：平成 26 年 9 月 1 日～9 月 30 日

回 答 率：88.3%(2,132 施設が回答)

○ 結果

問 1・2 取扱い処方せんの状況

平成 26 年度の調査結果では、GE を 1 品目以上調剤した処方せんの割合は 63.3% で、24 年度に比べて 5.3% 増加した。GE へ変更し調剤した割合は、24 年度 7.1% から 26 年度 9.6% に微増している。

また、一般名処方した品目を 1 つ以上含む処方せんの割合は 42.8% であり、そのうち GE を調剤した品目を含む処方せんの割合は 84.3% だった。

	平成26年度	平成24年度
平均処方箋枚数	433枚	469枚
「変更不可サイン」有の処方箋枚数	96枚	103枚
1品目以上GEを調剤した処方箋の割合	63.3%	58.0%
銘柄指定されたGEをそのまま調剤した品目が1つ以上あった処方箋の割合	31.4%	32.5%
一般名処方の割合	42.8%	36.6%
一般名処方のうちGEを調剤した割合	84.3%	78.6%
GEへ変更し調剤した割合	9.6%	7.1%

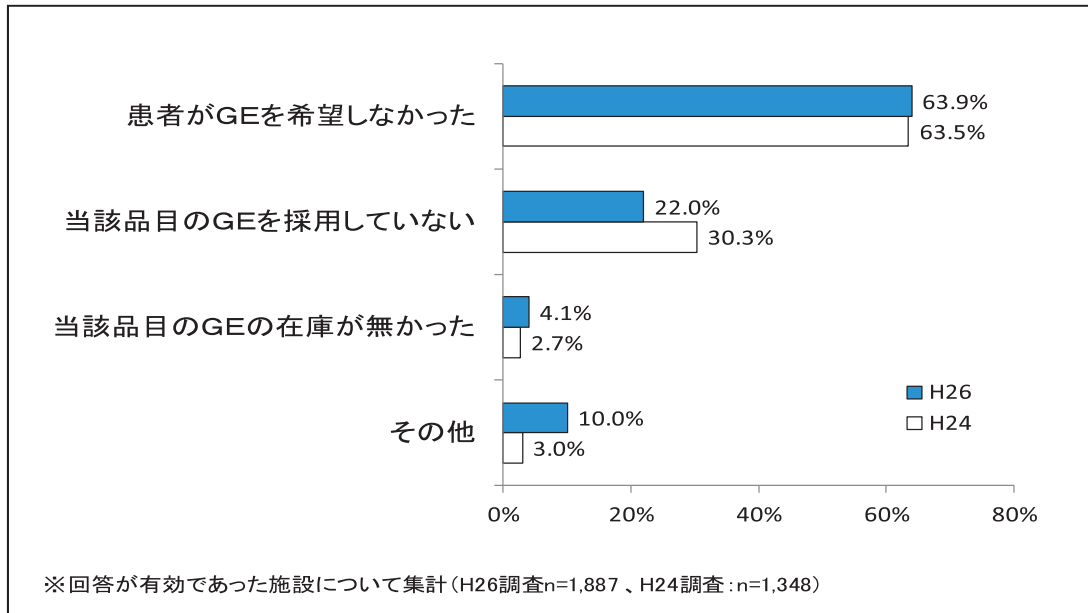
※回答が有効であった施設について集計 (H24調査: n=1,268、H26調査n=1,395)

【変更調剤】	全処方箋中	GEに変更した処方箋中
①含量規格を変更したもの	0.08 % (H26)	0.87 % (H26)
	0.06 % (H24)	0.91 % (H24)
②剤形を変更したもの	0.09 % (H26)	0.88 % (H26)
	0.11 % (H24)	1.56 % (H24)

※回答が有効であった施設について集計 ※一般名処方とは含まない

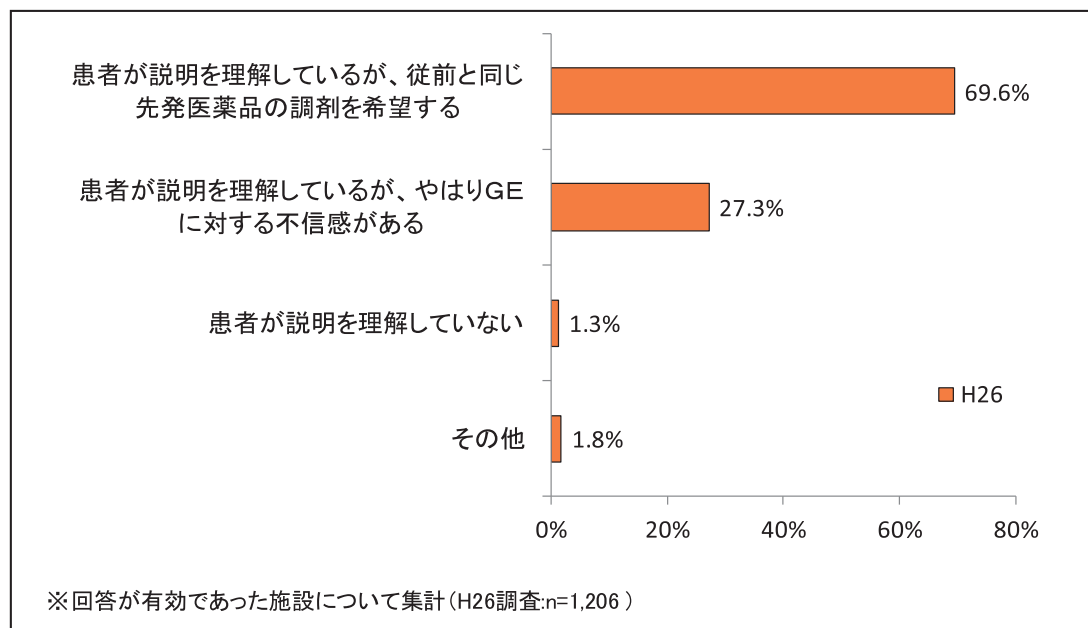
**問3 一般名処方された品目について、GEを調剤しなかった理由**

一般名処方された品目について、GEを調剤しなかった理由として、「患者がGEを希望しなかった」が63.9%で最も多く、平成24年度に比べほとんど差異はなかった。次に多かった理由は「当該品目のGEを採用していない」の22.0%であるが、平成24年度30.3%に比べると減少している。



**問4 一般名処方された品目について、患者がGEを希望しなかった主な理由**

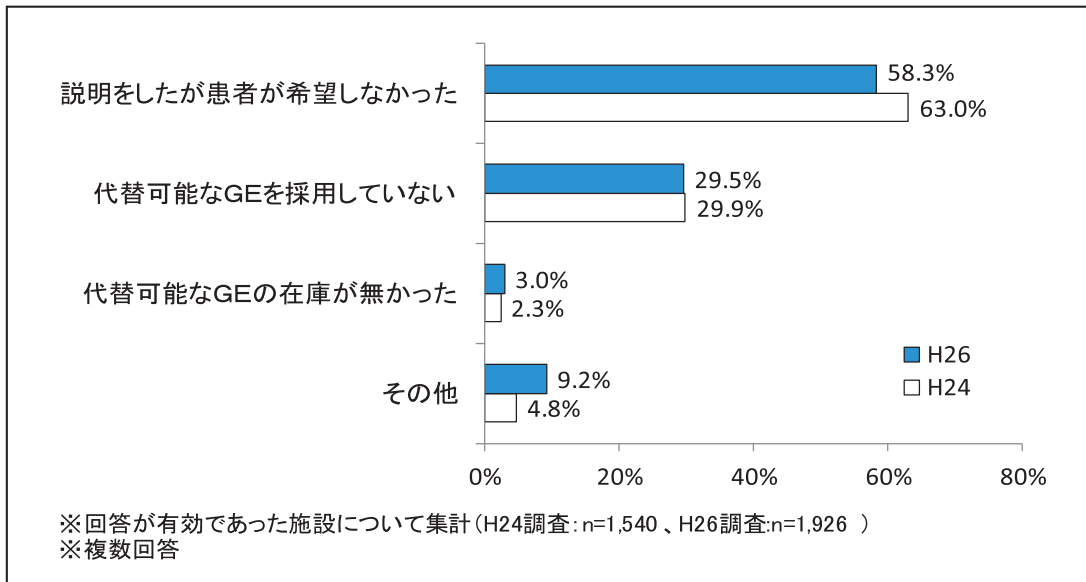
一般名処方された品目について、患者がGEを希望しなかった主な理由は、「患者が説明を理解しているが、従前と同じ先発医薬品の調剤を希望する」が69.6%、「患者が説明を理解しているが、やはりGEに対する不信感がある」が27.3%、「患者が説明を理解していない」が1.3%だった。





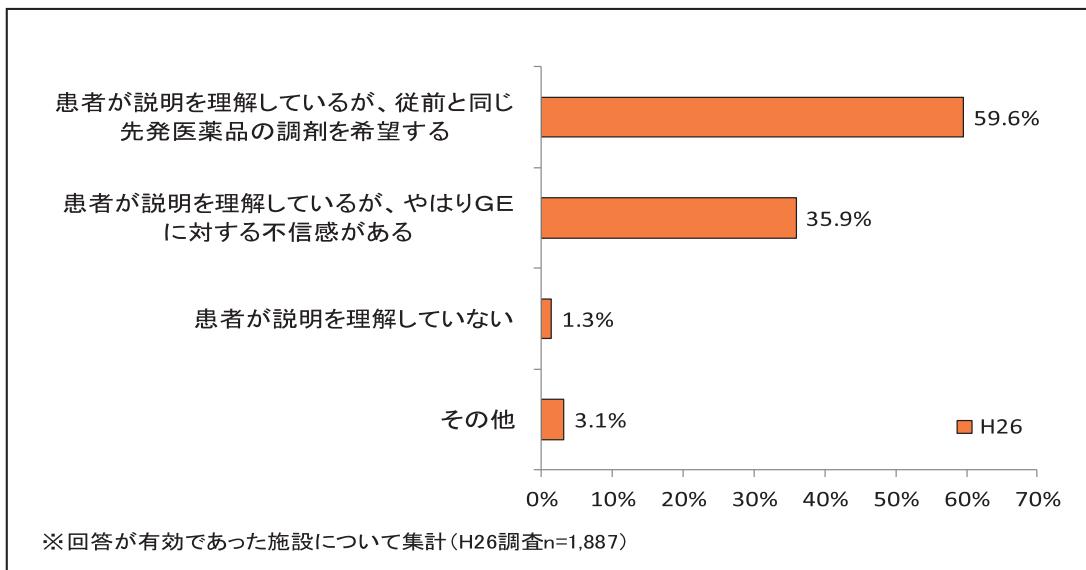
問5 変更可能な品目があったが、1品目もGEを調剤しなかった理由

変更可能な品目があったが、1品目もGEを調剤しなかった理由として、「説明をしたが患者が希望しなかった」が58.3%で最も多かったが、平成24年度より減少している。次に多かったのは「代替可能なGEを採用していない」で29.5%となっており、平成24年度とほぼ同様の数値であった。



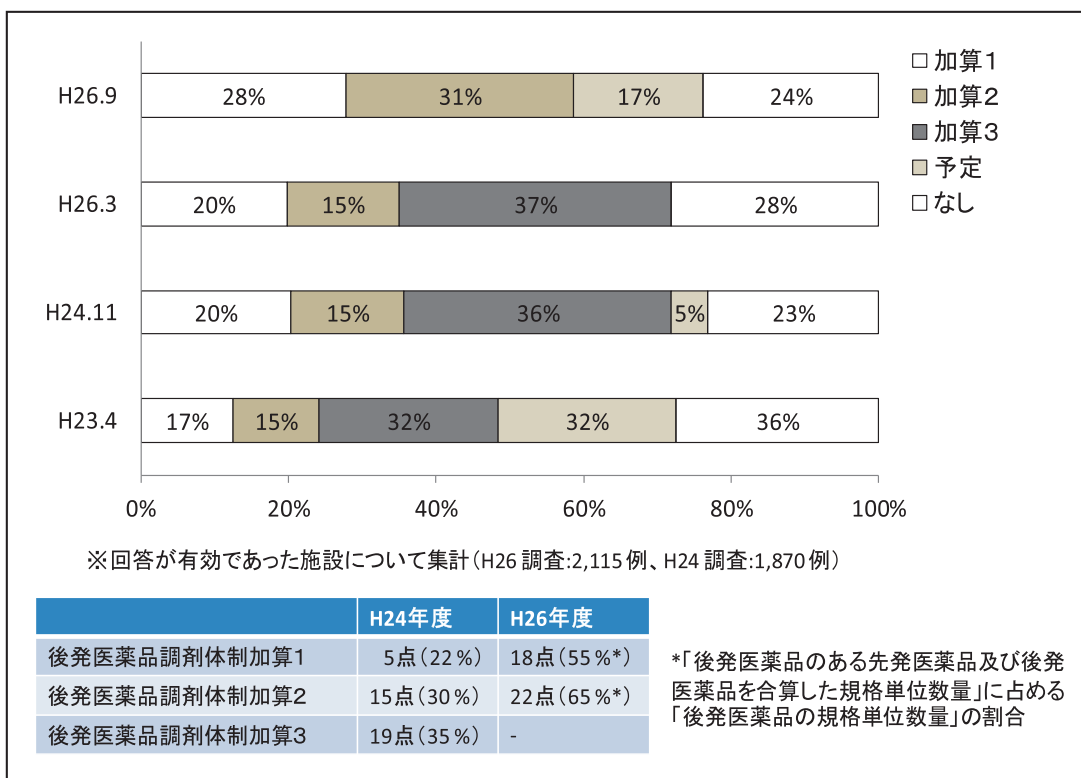
問6 GEに変更可能な品目についてGEを調剤できる旨を説明したが、患者がGEへの変更を希望しなかった主な理由

GEに変更可能な品目についてGEを調剤できる旨を説明したが、患者がGEへの変更を希望しなかった主な理由については、「患者が説明を理解しているが、従前と同じ先発医薬品の調剤を希望する」が59.6%、「患者が説明を理解しているが、やはりGEに対する不信感がある」が35.9%、「患者が説明を理解していない」が1.3%であった。



### 問 7・8 「後発医薬品調剤体制加算」について

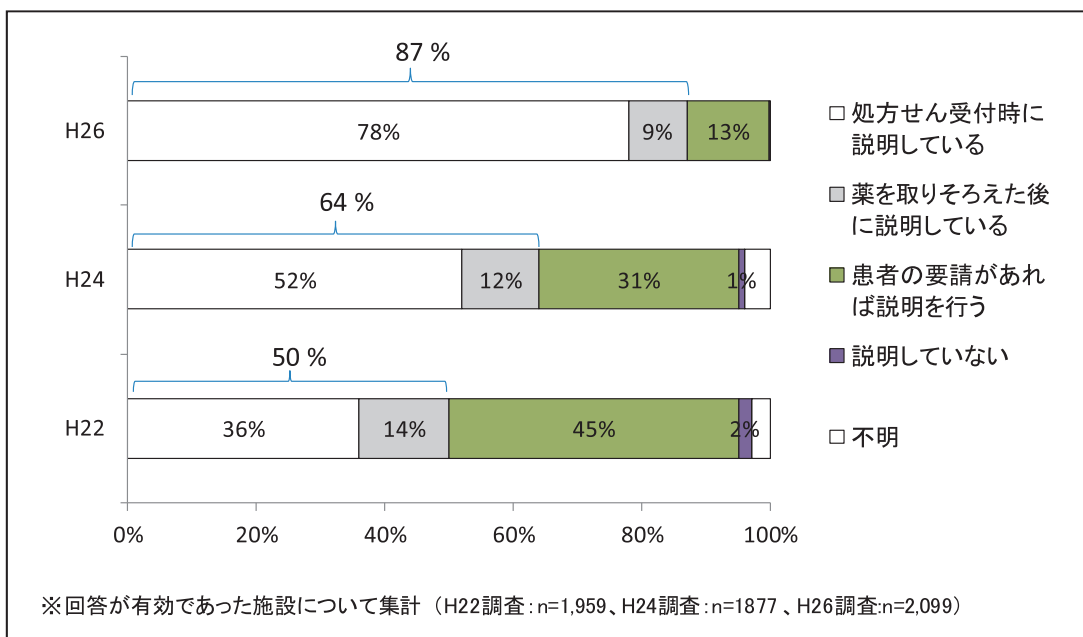
「後発医薬品調剤体制加算」については、改定前の平成 26 年 3 月では旧指標で「加算 1」が 20%、「加算 2」が 15%、「加算 3」が 37%、改定後の平成 26 年 9 月では新指標で「加算 1」が 28%、「加算 2」が 31%で合わせて 59%となり、「予定」も含めると 76%に増加している。



### 問 9 GEについて積極的に説明を行っているか

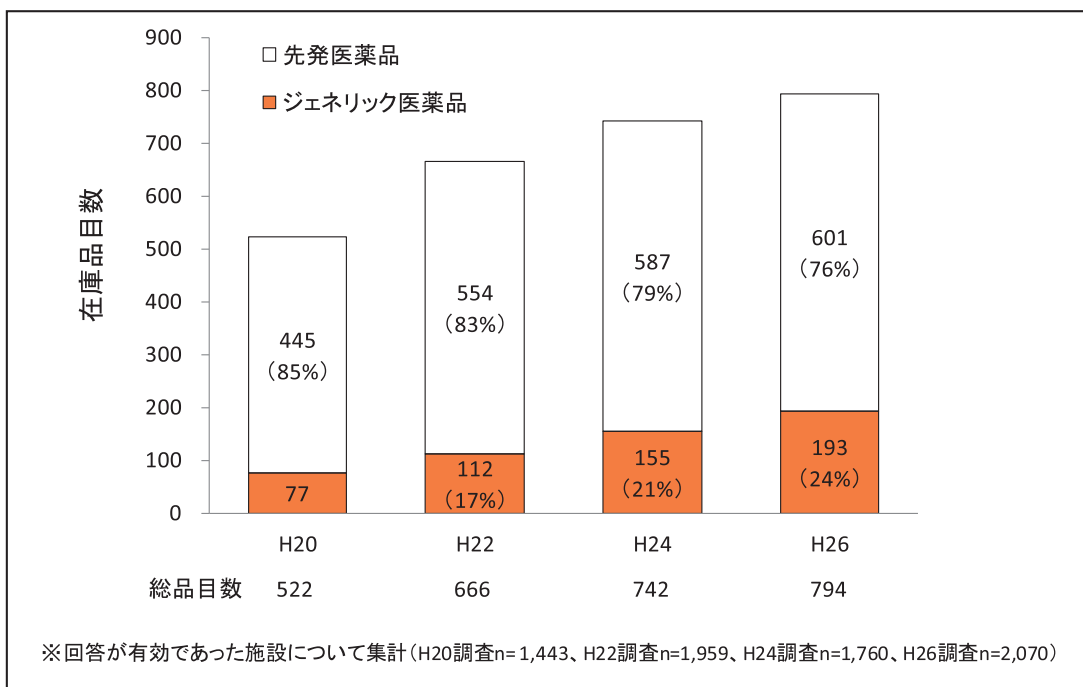
GEについて積極的に説明を行っているか聞いたところ、「処方せん受付時に説明している」が 78%、「薬を取りそろえた後に説明している」が 9%であり、87%が積極的に説明を行っていた。さらに「患者の要請があれば説明する」(13%)を含め、GEについて説明している薬局が 100%に達した。

平成 22 年度は「患者の要請があれば説明する」が 45%であり、積極的に説明を行っている薬局は 50%であった。



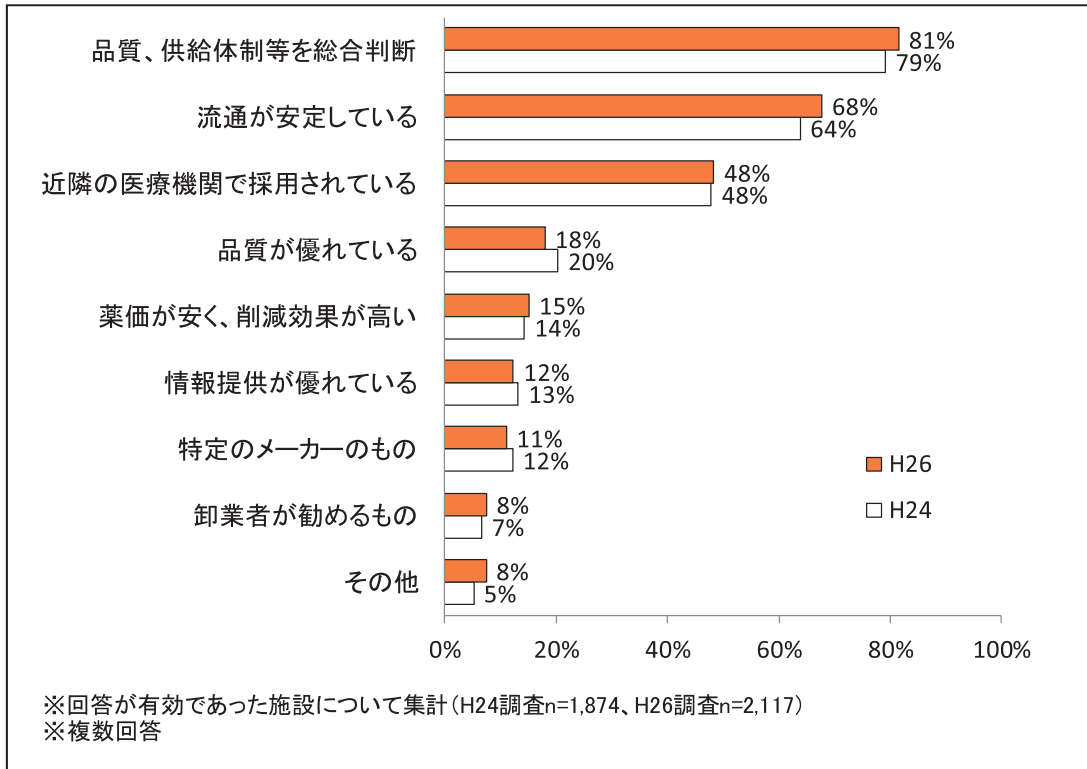
#### 問 10 薬局における先発医薬品及びジェネリック医薬品の在庫品目数

薬局における採用医薬品の総品目数は、平成 20 年度は 522 品目だったが、22 年度には 666 品目、24 年度には 742 品目、26 年度には 794 品目と年々増加している。また、GE の品目数についても、平成 20 年度の 15% から少しずつ増え、26 年度には 24% になっている。



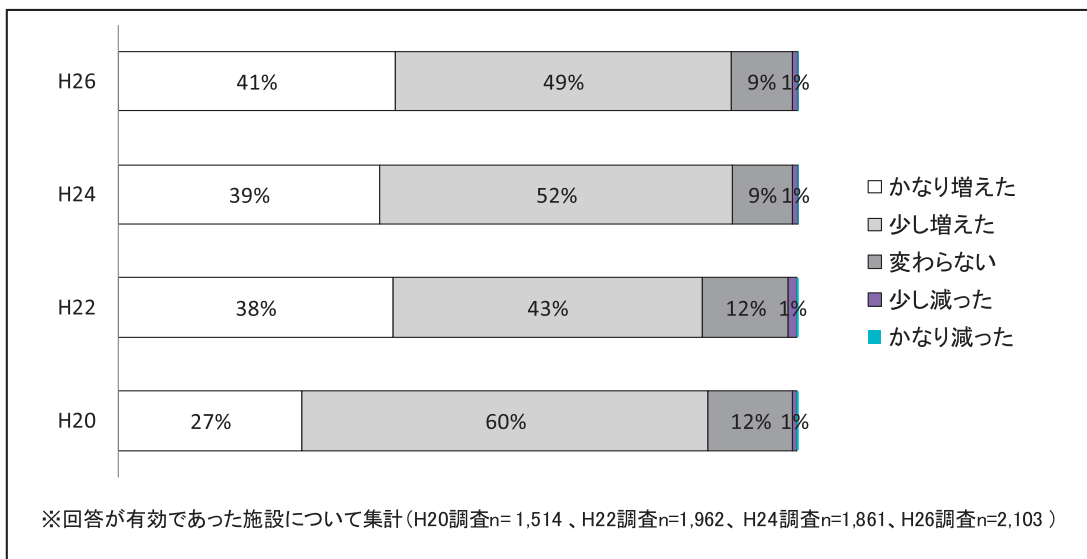
### 問 11 ジェネリック医薬品の採用基準

ジェネリック医薬品の採用基準については、平成 24 年度調査結果と同様に、「品質、供給体制等を総合判断」「流通が安定している」「近隣の医療機関で採用されている」が主な基準となっている。



### 問 12 ジェネリック医薬品の調剤の割合について(1年前との比較)

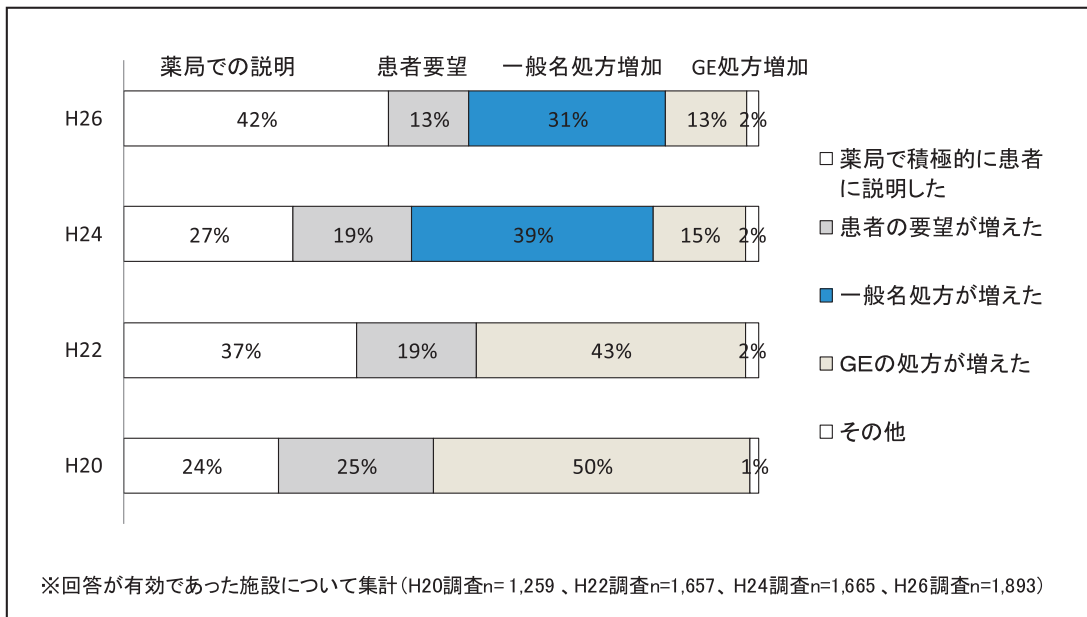
1年前と比較したジェネリック医薬品の調剤の割合については、「かなり増えた」が 41%、「少し増えた」が 49%で、9 割近い薬局でジェネリック医薬品の調剤割合が増加している。



### 問 13 ジェネリック医薬品の調剤率が増えた理由

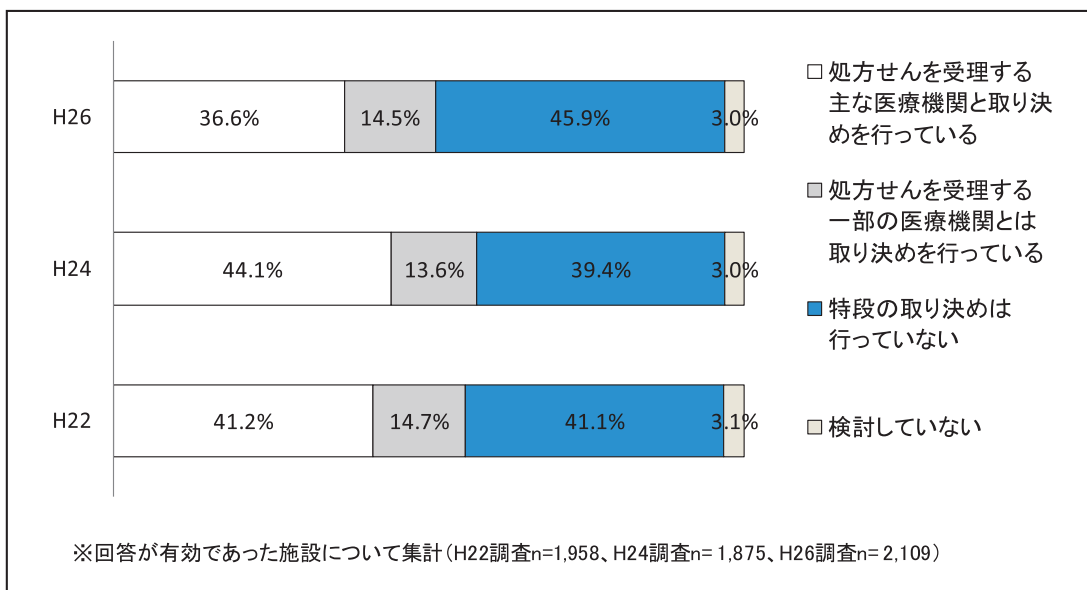
ジェネリック医薬品の調剤率が増えた理由としては、「薬局で積極的に患者に説明した」が42%で最も多く、次いで「一般名処方が増えた」が31%であった。薬局で積極的に患者に説明してきたことや、一般名処方が増えたことが主な理由と考えられる。

なお、「一般名処方が増えた」は、平成24年度に初めて出ており、39.0%と最多であった。平成24年度に一般名処方加算が新設されたことが背景として考えられる。



### 問 14 ジェネリック医薬品に係る医療機関との取り決めについて

ジェネリック医薬品に係る医療機関との取り決めについては、「主な医療機関と取り決めを行っている」が36.6%、「一部と取り決めを行っている」が14.5%であった。「取り決めを行っていない」が45.9%で、過去の調査結果と比べ最多であった。



問 15 「お薬手帳」を持参する患者の割合

「お薬手帳」を持参する患者の割合は増加し、「自薬局発行」の手帳の割合も 67.8% を占めている。

